

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた金融行政の重点施策

金融機関への要請と金融庁の取り組み

金融庁 監督局 総務課 課長 尾崎 有

新型コロナウイルス感染症による事業者への影響の拡大を踏まえ、金融庁では、金融機関による事業者の資金繰り支援の促進を当面の検査・監督の最重点事項としている。特に、足元では、補正予算の成立を前提に、「緊急経済対策」に盛り込まれた民間金融機関のいわゆる実質無利子・無担保融資の円滑な実施等による事業者への迅速な資金供給が極めて重要となる。本稿では、事業者等の資金繰り支援に関する金融行政上の重点施策を中心に説明し、緊急事態宣言下での金融機関の業務の継続の考え方についても併せて触れることとする。市場行政の分野については本稿では触れない。なお、本稿は4月27日時点での情報に基づいている。

資金繰り支援等の要請事項

金融庁は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、事業者の資金繰り支援等について、累次にわたり金融機関に対し要請を行っている。特に、2020年3月6日には、麻生太郎金融担当大臣から徹底した事業者支援等をあらためて金融機関に要請するとともに、要請事項と金融庁の取り組みを併せて、談話として公表している（それぞれの要請および大臣談話については金融庁のウェブサイトを参照）。これらの要請やその他金融庁の取り組みの概要は以下のとおりである。

新型コロナウイルス感染症により事業者の資金繰りが急速に厳しくなっており、金融機関にとって、事業者支援の対応は、事業性評価や伴走型支援といったこれまでの取り組みの真価が問われる局面となっている。金融庁は、こうした観点から、金融機関に対し、事業者の資金繰りの実態を把握し、返済猶予や新規融資に迅速に対応するよう要請している。特に、こうした対応が現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底するよう求めている。

金融庁としても、金融機関における事業者支援の取り組みの促進を当面の検査・監督の最重点事項とし、金融機関に対して特別ヒアリングを実施するとともに、必要に応じて検査を実施することとしている。特別ヒアリングを通じて把握した金融機関の取り組みの好事例については、3月27日にとりまとめて公表し、その後も更新している。例えば、①事業者からの条件変更の相談があった場合に、審査を行わず、まずは3カ月の元本据え置きを行う、②返済財源に見通しが立たない場合に、いったん6

カ月の短期資金の貸出を行い、その間に資金面・事業面でどのような対応策が考え得るか事業者と共に検討する、③条件変更にあたって、通常であれば支払いを求めている違約金や手数料を一律に免除する、④事業者の賃料負担が軽減されるよう、テナントビル所有者への融資について、1年間の元金据え置きを実施するといった事例が見られる。

なお、返済猶予等の条件変更にあたっては、①手数料・違約金等について、顧客の事情を勘案し特段の配慮を行うこと、②条件変更後も継続して事業者の資金繰り支援や経営改善等の相談に真摯・丁寧に対応すること、③余裕をもった返済期限の繰り延べや元本返済の据え置き期間の延長など柔軟に対応すること、④事業者の状況はその後にも急速に変化し得ることを踏まえ、貸出後の事業者の返済能力の変化を適時適切に捉えた据え置き期間や貸出期間等の柔軟な対応を徹底すること——が重要であり、その旨、一連の要請の中で金融機関に対して求めている。

また、特別ヒアリングに加え、金融機関の取り組みを促すため、銀行法 24 条等による報告徴求により、条件変更等の取り組み状況の報告を求め、その状況を公表することとしている。加えて、金融庁および財務局に相談ダイヤルを設置し、事業者の相談や苦情を受け付けるとともに、関係する金融機関に還元し、適切な対応を求めることとしている。さらに、金融機関に対する要請の内容や相談ダイヤルを紹介するリーフレットを作成し、金融機関の事例集と併せて、全国の地方公共団体や商工会議所・商工会等に配布・説明する等しており、引き続き浸透を図っていく。

これらの事業者支援の取り組みと併せて、過去に、条件変更した債権が不良債権とされたことが事業者への資金支援の制約となったとの指摘を踏まえ、返済猶予等の条件変更を行った場合の債権の区分など、個別の資産査定を含め、民間金融機関の判断を尊重し、検査においてその適切性を否定しないこととしている。

また、金融機関の健全性基準について、ストレス時の資本バッファや流動性カバレッジ比率の取り扱いを確認しているほか、国際合意を受け、バーゼルⅢ最終化の国内実施を1年間延期した。レバレッジ比率の算定においても、日銀預け金を一時的に除外するよう告示改正を行っている。

さらに、金融機関の負担軽減等のため、従来から行っている定例のヒアリング・会議等の実施を柔軟化するほか、報告・届け出等について提出期限等を柔軟に検討することとしている。特に、業務報告書等を含む決算業務および監査業務等の遂行に際しては、関係する従業員等や取引先その他の関係者の健康と安全に十分配慮しながら、例年とは異なるスケジュールとなり得ることを想定するなど、必要な対応を検討した上で業務を行う必要があると考えている。そのほか、手形・小切手の不渡り報告の掲載および取引停止処分に対する配慮や財務制限条項の取り扱いなど、図表1のような要請を行っている。

〔図表 1〕 不渡り報告の掲載・取引停止処分に対する配慮等

手形・小切手の取り扱い
今回の新型コロナウイルス感染症により支払いのできない手形・小切手について、不渡り報告の掲載および取引停止処分に対する配慮を行うこと
財務制限条項の取り扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の経営実態をきめ細かく把握し、直ちに債務償還等を要求することのないよう対応すること ・ コベナンツの変更・猶予に関する事業者からの相談には迅速かつ真摯に対応すること ・ 特に、シンジケートローンにおいては、関係金融機関が協力して一体的に対応すること
他の機関との連携
日本政策金融公庫等への資金繰り相談が急増している状況を踏まえ、必要に応じて、例えば、これまで取引のある事業者が公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の活用を希望する場合には、必要書類を確認の上、近隣の公庫支店に当該書類を提出するなど、日本政策金融公庫等との連携の強化に努めること
事業者から徴求する書類
事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮するとともに、可能な限り書類を簡素化すること
住宅ローンや個人ローン
個人顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更等について、迅速かつ柔軟に対応すること。また、個人向けローン等の保証業務を行っている場合においても、こうした趣旨等を踏まえた対応に努めること
信用情報の取り扱い
金融機関等が、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた顧客から支払猶予等の申し出を受け、一定期間猶予した場合には、信用情報機関に延滞情報として登録しないこと
保険契約者等への対応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約者保護の観点から、保険契約の円滑な継続等に支障を来さないよう、保険料の払い込みおよび保険契約の更新については、猶予期間を設ける等適宜の措置を講ずること ・ 保険契約者等保護の観点から、前例にとらわれることなく、柔軟な保険約款の解釈・適用や商品上の必要な措置（約款の改定）を検討すること

(出所) 筆者作成 (図表 2 も同じ)

民間金融機関による実質無利子・無担保の融資等

4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策では、政策金融公庫による実質無利子・無担保の融資に加え、融資窓口を拡充するため、「地方公共団体の制度融資を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制

度」を創設することとされた。金融庁および中小企業庁はこれを踏まえ、4月27日に金融機関に対し補正予算の成立を前提に同制度の円滑かつ迅速な実施に向けた要請を行った。その具体的な内容は以下の①～⑤のとおりである。

①事業者の資金繰り支援の徹底

顧客からの融資相談への態勢強化を図りつつ、新制度の開始次第、逼迫度の高い事業者から順次、できる限り迅速に資金供給を行う等、事業者の資金繰り支援を徹底することをあらためて要請している。その際、5年以内とされている据え置き期間について、可能な限り事業者のニーズを踏まえた適切な設定を行うよう求めている。

②金融機関ワンストップ手続きの推進

迅速な資金供給のため、認定・申し込み手続きの一元化・迅速化を進めることを要請している。具体的には、中小企業庁から地方公共団体等への配慮要請において「金融機関による代理申請が原則」とされていることを踏まえ、顧客による市区町村への認定申請や信用保証協会への保証申し込みに際し、金融機関に対し、必要事項の事前確認や代理申請を行う等の取り組みを求めている。

③つなぎ融資の積極的な実施

中小企業庁は、信用保証協会と既往取引のある事業者については、5月2日からの連休前の期間を含め、事業者があらかじめ新制度の融資に借り換えを希望しており、新制度までのつなぎ融資と認識して民間金融機関からつなぎ融資を受けた場合には、つなぎ融資を保証付き融資で旧債振替することを画一的に禁止せず、個々の実情を踏まえて判断することとしている。これを踏まえ、金融機関には、5月2日からの連休前の期間を含め、つなぎ融資等の資金繰り支援を積極的に実施することを要請している。なお、保証付き融資に限らず、日本政策金融公庫等の融資実行や各種給付金の支給等までの間に必要となるつなぎ融資等の資金繰り支援についても、積極的に実施することが重要であり、こうしたつなぎ融資の提供をはじめとした事業者の資金繰り支援において、日本政策金融公庫等と密接に連携することと併せて要請を行っている。

④連休中の融資相談への対応

5月2日から6日の連休やその前後においては、新制度に対する事業者等からの質問・相談が多数寄せられることが想定される。このため、これまでも金融機関には、緊急事態宣言下でも店舗を開いて顧客対応に尽力していただいているが、連休中においても、必要な店舗を開いて融資相談に応じるなど、必要な態勢整備を行うことを要請している。

連休後においても、店舗を開いて、逼迫度の高い事業者に対して最大限迅速に資金繰り支援を行う一方、店舗内の混雑を緩和して感染拡大防止を図る観点から、顧客の個別事情に十分配慮しつつ業務内容に優先順位を設けるなど、顧客利便を著しく損なわない範囲で店舗運営上の工夫を行うことが必要である。また、連休前後の顧

客事業者の資金繰りの状況を丁寧に確認した上で、連休中に現金決済等の資金・決済ニーズの見込まれる事業者については、連休前にあらかじめ資金支援等を行うことを徹底するほか、連休中における想定外の資金ニーズにも柔軟に対応できるよう、店舗における必要な紙幣の準備等の適切な対応を行うことが重要である。

⑤融資に当たっての留意事項

新制度の実施に当たっては、地方公共団体が策定する制度要綱や中小企業庁が提示するQ&Aに従うこと、特に、事業規模に即した適正な金額での保証の依頼を行うことや法人と個人の未分離等一定の場合を除き、個人保証を求めないこと、事業者が特に希望する場合を除き担保は徴求しないこと等の規程を遵守することを要請している。また、既往債務の借り換えの審査に当たっては、信用保証協会の保証割合を含め機械的・形式的に判断することなく、事業者のニーズを十分に踏まえつつ、融資審査として適切に対応するほか、借り換えの際に発生する手数料・違約金等について、顧客の事情を勘案し特段の配慮を行うことを求めている。

緊急事態宣言下の業務継続

政府は、4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出した。同日改定された基本的対処方針においては、外出自粛等が求められるなか、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請するとされており、金融サービスはこうした業務の一つとして例示されている。これを踏まえ、同日公表された大臣談話においては、感染拡大防止に最大限努めると同時に、事業者の資金繰り支援をはじめ、国民の経済活動をサポートする金融機能の維持や顧客保護の観点から、図表2の考え方に基づき、必要な金融業務を継続することを要請している。

4月13日には、内閣官房から「出勤者7割削減を実現するための要請について」が発出されたが、金融機関を含む「緊急事態宣言下に事業の継続が求められる事業者」については、「三つの密」を避けるための取り組みなど十分な感染防止策を講じつつ、業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組むことが要請されている。

〔図表 2〕 業務継続の要請事項

基本的な考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・預金取扱金融機関については、店舗を開いて、預貯金・為替・手形・送金・融資（コンサル）・ATM等の業務を継続する ・顧客接点を持たずとも継続可能な業務については、極力対面による金融サービスの提供を避け、リモート機能（インターネット、コールセンター、ATM等）を活用した非対面による金融サービスの提供を行う ・店舗等への職員の出勤は必要最小限にとどめる ・リモート機能を活用し、職員の出勤を伴わない業務について自粛する必要はないが、その結果、顧客等の対象地域内における移動を伴うことがないよう留意する ・各金融機関の本店・店舗等において、顧客や職員の十分な距離を確保するなどの感染拡大防止の工夫を行う
業種ごとの考え方
【預金取扱金融機関】
<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等は、店舗を開いて、必要な人員で顧客対応業務（預貯金・為替・手形・送金・融資（コンサル）・ATM等）を継続する ・銀行等は、事業者等支援のための各種施策における地方公共団体や日本政策金融公庫等との必要な連携を実施する
【預金取扱金融機関以外の金融機関】
<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社、第一種金融商品取引業者および投資運用業者は、保険金支払い（契約者貸付を含む）、株式、債券、為替等に係る取引等の必要な業務を継続する。その際、可能な限り、ネット、コールセンター、営業店の電話等のリモート機能を活用することとし、職員の出勤は必要最小限にとどめる ・上記以外の業種の金融機関は、原則として業務をネット、コールセンター、ATMなどリモート機能を活用し継続する
留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・資金繰りやその他の相談対応は必要な人員で継続する ・窓口業務を継続する場合でも、投信販売、保険の引き受けなどの金融商品の取り扱いについては、基本的に既存契約の解約や換金に対応するために必要な人員を配置することとし、新規契約については、リモート機能の活用を基本とする ・重要システムの機能維持に係る保守管理を委託するシステムベンダーや、現金輸送等を行う警備会社など、重要業務を継続する上で必要となる業務委託先との調整を実施する ・街頭やセミナーを含む対面の広告宣伝活動は自粛する ・トレーディング等の市場業務については必要な人員で継続する

尾崎 有(おざき ゆう)

92 年大蔵省入省。金融庁監督局総務課課長補佐、検査局審査課長、総合政策局参事官などを
 経て、19 年7月から現職。